

湘南ベルマーレひらつかビーチパーク
海水浴場ルール
(令和5年度)

令和5年6月

平塚市

目次

	ページ
第1章 総則（第1条～第2条）	1
第2章 海水浴場利用者（第3条～第7条）	1
第3章 雑則（第8条）	2

第1章 総則

(目的)

第1条 湘南ベルマーレひらつかビーチパーク海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、湘南ベルマーレひらつかビーチパーク海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる湘南ベルマーレひらつかビーチパーク海水浴場とすることを目的とする。

(周知)

第2条 平塚市は、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

第2章 海水浴場利用者

(飲酒の制限)

第3条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

2 平塚市は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第4条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えるなければならない。

2 平塚市は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(粗暴な言動の禁止)

第5条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第6条 海水浴場利用者は、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。

(ゴミ等の放置の禁止)

第7条 海水浴場利用者は使用した物品やゴミの放置をせず、持ち帰りに努める。

第3章 雑則

(その他)

第8条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、必要な改正等を行う。

附 則

このルールは、令和5年6月8日から施行する。